

民間事業者との個別対話に関する要綱

1 総則

本要綱は、実施方針等に関する民間事業者との個別対話について、必要な事項を定めるものである。

2 目的

本事業では、実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、更に幅広く民間事業者の意見を聴取し、個別対話を実施する。個別対話の主な目的は次のとおりとする。

- (1) 本事業への参加に関心のある民間事業者から、県が個別に提案・意見を聴取し、その内容を必要に応じて入札説明書等に反映させることによって、民間事業者の参入のしやすさに配慮した事業とし、事業の実現性を高めるとともに、より効果的な事業の実施を図ること。
- (2) 本事業への参加に関心のある民間事業者が、本事業に対する理解を更に深め、本事業への参加に係る検討を容易にすること。

3 実施方法

個別対話は、本事業への参加に関心のある民間事業者からの自発的な提案・意見を対話形式により県が受け付けるものであり、単体企業、共同企業体又は複数の企業により構成される一つのグループと神奈川県による1対1の形式で行う。

4 実施スケジュール

個別対話は、平成31（2019）年2月20日（水）から27日（水）までにおいて、個別対話への参加希望者と日程調整を行った上で実施する。

5 結果公表

個別対話の結果（実施日時、概要等）は、平成31（2019）年3月22日（金）までにホームページで公表する。ただし、民間事業者の独自のノウハウ※に該当するとの申入れが個別対話の参加者からあった場合で、県がこれに該当すると認めた内容は、公表の対象としない。

※「民間事業者の独自のノウハウ」とは、それにより本事業の実施段階又は入札手続き段階において民間事業者が利益を得る可能性のある独自の手法、アイデア等を指し、公表することで当該民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものや、通例として公にしないこととされているものその他非公表とすることが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものをいう。なお、技術的分野に限らず、組織体制やリスク分担方法など本事業に関するすべての内容が該当しうるものである。

6 個別対話の対象

個別対話においては、下記の事項に該当する提案・意見を受け付ける。

- (1) 実施方針、業務要求水準書（案）についての具体的な提案・意見
- (2) その他本事業の実施に関する具体的な提案・意見

7 参加申込み

個別対話への参加希望者は、別紙1様式1「個別対話 参加申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、平成31（2019）年2月15日（金）17時15分（必着）までに次の申込先まで問合せ受付フォームへの入力、ファクシミリ、郵送又は持参により申し込むこと。また、持参

以外の方法による場合は、必ず電話で申込先に受領確認の連絡を行うこと。なお、参加希望人数が多数となる場合は、やむを得ず人数の制限を行う場合がある。

〒231-8588横浜市中区日本大通 1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部共生社会推進課再生グループ

電話 045-210-1111 (内線6837)

ファクシミリ 045-210-8854

問合せ受付フォームURL

<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=H31yamayuriserigaya>

8 実施日時等の連絡

個別対話への参加を県が認めた者に対しては、平成31(2019)年2月19日(火)12時00分までを目途に、県から実施日時及び会場等を参加希望者の代表担当者あてに電子メール、ファクシミリ又は郵送により連絡する。県から連絡した日時での実施に不都合がある場合は、県が参加希望者の意向を確認して調整を図ることとするが、なお合意が得られなかった場合、県が設定した日時・会場にて実施する。

9 実施当日

個別対話の参加者は、個別対話の実施当日に、別紙1様式2「個別対話 提案・意見書」を10部持参し、県に提出するものとする。また、参加者全員の名刺各1枚を県に提出すること。なお、県は、提出された別紙1様式2の内容について、個別対話を実施した後もなお不明確な点を認めた場合、当該参加者に対して後日に内容の再確認等を行う場合がある。

10 費用負担

別紙1様式1及び別紙1様式2の作成・提出に係る費用、個別対話の会場までの交通費など個別対話の参加に当たって民間事業者に生じる費用は、すべて民間事業者の負担とする。

11 公平性の確保

県は、個別対話への参加の有無によって、入札時において民間事業者に優劣が生じることのないように、公平性に十分に留意して個別対話を取り扱う。

なお、入札時においては、個別対話で提出した提案と同様の提案を提出する必要はない。

12 その他

別紙1様式1及び別紙1様式2とも、日本語で記入すること。